

社援発 0324 第 15 号

令和 7 年 3 月 24 日

各 民間団体の長 殿

厚生労働省社会・援護局長

(公 印 省 略)

山脈型キャリアモデル普及促進モデル事業の実施について

標記については、介護職員の多様なキャリアの選択肢を示し、複数の到達点を持つキャリアモデル（いわゆる「山脈型キャリアモデル」）の介護現場への普及・浸透により、人材の離職防止・定着促進を目的として、別紙のとおり、「山脈型キャリアモデル普及促進モデル事業実施要綱」を定め、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

(別紙)

山脈型キャリアモデル普及促進モデル事業実施要綱

1 事業の目的

介護職員の意欲、能力、ライフステージ等に応じたキャリアパスを構築し、定着促進や資質向上につなげる観点から、マネジメントだけではなく、看取りケア等の特定のスキルを極めることや、地域住民に対し介護の知識や技術の指導を行うことなど、多様なキャリアの選択肢を示し、自身のキャリアを選べるようにしていくことが重要である。

この複数の到達点を持つキャリアモデル（以降、「山脈型キャリアモデル」）の介護現場への普及・浸透を目指し、職員の意向、事業所の目指すビジョン等を踏まえた個々のキャリアパスを構築する取組をモデル的に実施し、その支援・取組の横展開を通じ、人材の離職防止・定着促進を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、公募により採択された法人とする。

3 事業内容

(1) 事務局の設置

実施主体は、事業の円滑な実施に向けて、事業全体の運営・進捗管理を行うための事務局を設置する。

なお、本事務局は、事業の実施に当たり、山脈型キャリアモデル普及促進に向けて、主体的に活動することとし、モデル対象となった事業者（以下「モデル事業者」という。）と密接にコミュニケーションをとり、事業者の実態や課題に応じた伴走支援を積極的に検討、実施し、課題整理等を行うこととする。

(2) モデル構築

① 企画委員会・支援チームの設置

- ・ 実施主体の事業内容に対して客観的な立場から技術的・専門的助言等を行う企画委員会を設置すること。
- ・ 企画委員は、事業目的に応じて、学識経験者、有識者、キャリアコンサルタント、職能団体、事業者団体等で構成するものとする。
- ・ 企画委員会による専門的知見を踏まえて、事業内容を決定すること。
- ・ モデル事業者に対して、キャリアパス構築等の支援等を行う支援チームを設置すること。
- ・ 支援チームは、事業目的に応じて、学識経験者、有識者、キャリアコンサルタント、介護福祉士等の有資格者等で構成するものとする。また、モデル事業者の実態や課題に応じて、構成を変更することも可能とする。

② キャリアパス構築等支援

モデル事業者における実態・課題を把握し、職員の意向等を踏まえた今後のキャリアパスや必要な研修等のプラン作成、事業所の目指すべき方向の見える化等を行う。必要に応じて有識者等による支援チームの派遣を行い、アドバイス等を行う。

<具体的な事業の流れ（一例）>

※事業者の実情・課題等に応じて適宜変更すること

- a 事業者等における現状の洗い出し（例：職員配置状況・研修計画・受講状況、これまでの職員の意向等）
- b 職員の現在の意向把握
- c 事業者等のビジョンの設定
- d 事業者等のビジョン、職員意向を踏まえたキャリアパス構築検討
- e 職員個々のキャリアの到達点に沿った必要な研修等のプランニング

③ モニタリング、課題分析等

a～e の状況に応じ、有識者等による支援チームの派遣・アドバイス、実践状況のモニタリング、効果・課題把握分析、普及方法の検討を行う。

(3) モデル事業の実施状況を踏まえた研修等を通じた普及

モデル事業の検討・実施過程を踏まえ、事業者が山脈型キャリアモデルを導入できるよう、効果、課題、取組手法等を整理した事例集を作成する。

また、この事例集等を活用し、関係団体や都道府県等自治体とも連携した研修やシンポジウム等を行い、全国への横展開を行う。

(4) 成果の報告

実施主体は、事業で得られた成果を報告書に取りまとめる。今後の事業実施に資するよう、次に掲げる内容を盛り込んだものとし、報告書の概要と併せて、補助事業完了日の属する年度の翌年度4月末日までに電子媒体(USBメモリを除く)により福祉基盤課福祉人材確保対策室(以下「当室」という。)に提出すること。

- ・ 事業全体の経過
- ・ 事業効果の評価・分析
- ・ (3)において作成した事例集等

4 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める「生活困窮者就労準備支援事業費等(民間団体実施分)の国庫補助について」(令和7年3月14日付け厚生労働省発社援0314第8号厚生労働事務次官通知)に基づき、予算の範囲内で補助する。

5 事業採否の決定方法

本事業の実施主体は、別に定める評価委員会における事業の評価を踏まえ、決定する。

6 その他

- (1) 実施主体は、事業実施に当たり、当室に対して定期的な連絡及び協議を行い、当室の指示に従って事業を遂行すること。
- (2) モデル事業者の選定については、当室と協議を行うこととする。

- (3) 実施主体は、支援先のモデル事業者や、支援チーム等の関係者間で相互に連携を図りながら事業を遂行すること。
- (4) 実施主体は、職能団体や事業者団体、地方公共団体等と連携を図ること。
- (5) 本事業により作成された成果物は、補助事業終了後の活用方法を当室に協議すること。
- (6) 成果物作成に当たっては、情報の正確性や個人のプライバシーに十分配慮した上で行うこと。